

## ●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。

### <年度の途中で40歳になられる方>

40歳の誕生日(月の初日生まれの方は前月)から介護納付金分を納めていただくこととなりますが、7月以降に40歳になられる方については、7月の本課税の時に前もって介護納付金分を課税することはできませんので、年度の途中で再計算をさせていただき増額分を通知します。

### <年度の途中で65歳になられる方>

7月の本課税の時から誕生日の前月(月の初日生まれの方は前々月)までの分を計算して課税していますので年度途中での再計算はありません。

※65歳からは国民健康保険税とは別に『介護保険料』を納めるようになります。

## ●国民健康保険税納税を滞納すると・・・

納期限までに納付されない場合は督促状が發布され、100円の督促手数料を加算して納めていただくこととなります。

また、特別な理由もなく国民健康保険税の滞納が続きますと、有効期限の短い「短期被保険者証」や、病院窓口で医療費をいったん全額自己負担する「資格証明書」が交付されたり、国保の給付等の制限を受ける場合がありますので、忘れずに納期限までに納めてください。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 77-3615

## ◆美波町感震ブレーカー購入補助制度

地震による電気火災を防ぐために、設定値以上の揺れを感知した場合、電気を自動的に遮断し、また停電復旧時による通電火災の防止を図るための感震ブレーカーを購入する場合、費用の一部を予算の範囲内で補助することを目的とする。

**助成対象** 町内の建築物に設置(一棟につき1回限り交付)

**補助対象製品** 一般財団法人・日本消防設備安全センターが消防防災製品と推奨する感震ブレーカー

**補助金額** 購入費用の2分の1とし、上限2千円とする

※申請及び対象製品等につきましては、下記までお問い合わせください。

## ◆美波町地震・津波避難路確保のための補助制度

地震発生時におけるブロック塀、石塀、レンガ塀、その他これらに類する塀の倒壊等による災害の防止及び津波からの円滑な避難を確保するため、ブロック塀等の撤去事業を実施する方に対し、予算の範囲内で補助することを目的とする。

**助成対象者** 町内の道路に面したブロック塀及び土地を所有する方

**補助対象事業** 地震発生時に倒壊の恐れがあるブロック塀等の撤去

**補助金額** 当該事業に要する経費の3分の2以内とし、かつ、1敷地につき上限15万円とする

※申請及び補助対象等につきましては、下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 役場消防防災課 ☎ 77-3619

